

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○告示	五〇
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	五〇
○県営土地改良事業計画を定めた件	五〇
○県営土地改良事業計画を変更した件	五〇
○道路の区域を変更する件	五〇
○火薬取締法施行規則により打揚煙火及び仕掛煙火の消費場所における保安場所を定める件を廃止する件	五五〇
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	五五〇
○一般競争入札を行う件	五五二
○平成十二年四月一日付け号外第四十九号中	五五五

告示

福島県告示第六百九十九号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年十一月十八日救急病院として認定した。

令和五年十一月二十一日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
済生会川俣病院	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端	認定有効期限	
	二番地四		令和八年十一月一七日

（地域医療課）

福島県告示第七百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、枇把沢池（下）地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 令和五年十一月二十二日から
 同 年十二月十一日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
 郡山市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、真野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 令和五年十一月二十二日から
 同 年十二月十一日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
 南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和五年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更後の別	(メートル)	(メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字水沼 字中島二二六五番一 地先から 同郡同町大字水沼 字下大牧二三七〇番四 地先まで	変更前 変更後	一八・六 四四・八	二二八・〇 二二八・〇

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十六号

火薬取締法施行規則により打揚煙火及び仕掛煙火の消費場所における保安場所を定める件(昭和六十年公告第百十四号)は、廃止する。

令和五年十一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

(消防保安課)

公告第二百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第二百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画風致地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第229号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（県北処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号。以下「会計規則」という。）第217条第1項の規定により公告する。

令和5年11月21日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 流域下水道（県北処理区）維持管理業務一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 県北浄化センター（福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している単独の者又は(2)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項のいずれにも該当しない者であること。

イ 3に掲げる日から開札の日までの期間に福島県、国又は他の地方公共団体における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の登録を受けている者であること。

オ 平成31年4月1日以降に次に掲げる全ての施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を12月以上継続して行った実績を有する者であること。

(7) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備を有する汚泥処理施設

(ウ) 1日当たり汚水96,580立方メートル以上の処理能力を有する水処理施設

カ 次に掲げる者を県北浄化センターに配置できる者であること。なお、(7)の総括責任者は、(イ)、(ウ)及び(ウ)に掲げる者を兼務することができるものとし、(コ)に掲げる者は外部に委託してもよいこととする。

(7) 総括責任者（下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号に規定する下水道処理施設管理技士（以下「下水道処理施設管理技士」という。）である者）

(イ) 副総括責任者（下水道処理施設管理技士又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者）

(ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）

(イ) 危険物取扱者（消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類の品名の欄に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者）

(ウ) 電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者）

(イ) 玉掛け技能者（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に掲げる者）

(イ) クレーン運転士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第15

号に規定するクレーンの運転の業務に係る労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育を受けた者)

- (ク) 安全管理者（労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
 - (ケ) 衛生管理者（労働安全衛生法第12条第1項に規定する衛生管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
 - (コ) 産業医（労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
 - (ク) 安全衛生推進者（労働安全衛生法第12条の2に規定する安全衛生推進者）（常時10人以上50人未満の労働者を使用する場合に限る。）
 - (シ) 防火管理者（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号に規定する者）
 - (ス) 特定化学物質等作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習又は労働安全法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に規定する特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者）
 - (セ) 大型自動車免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条に規定する大型免許）を有する者
 - (ソ) エネルギー管理員（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第9条第1項各号に掲げる者）
- キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 構成員の全てが(1)のアからエまでに掲げる条件を全て満足している者であること。
- イ 当該共同企業体の代表である構成員が(1)のオ及びカ（(7)に限る。）に掲げる条件を満足している者であること。
- ウ いずれの構成員によるかにかかわらず、共同企業体として(1)のカ（(7)を除く。）に掲げる条件を満足している者であること。
- エ 構成員は、2者又は3者であること。
- オ 自主結成であること。
- カ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- キ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のエからカまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(2)のアからキまでに掲げる事項（2の(1)のアからウまでに掲げる事項を除く。）について証明できる書類を添付して、令和5年12月27日（水）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-0102 福島県福島市鎌田字一本松43番地
福島県県北流域下水道建設事務所総務課
電話番号024-554-2011

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年11月21日（火）から令和6年1月29日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに令和5年11月23日、同年12月29日、令和6年1月1日から同月3日まで及び同月8日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、契約条項を示す書類（設計図書を除く。）は、福島県県北流域下水道建設事務所のウェブサイトからダウンロードして入手することができる。

5 入札説明書等の配付

次により、入札説明書、業務要求水準書、一般仕様書等を配付する。

- (1) 配付期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配付場所 3に掲げる場所に同じ。

6 技術提案書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和6年1月15日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。

7 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年1月30日(火)午前10時
- (2) 場所 福島県北流域下水道建設事務所大会議室(福島県福島市鎌田字一本松43番地)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年1月29日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着とする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第186条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第167条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県北流域下水道建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

11 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

12 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該業務に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 1,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、200点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札価格とする。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定による学識経験者の意見の聴取時に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、学識経験者の意見を聴いた後、落札者を決定する。

13 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and management of the Regional Sewerage System (Ken-poku treatment district)

1 set

- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 30 January 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 January 2024
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Ken-poku Valley Sewerage System Facilities Construction Office, Fukushima Prefectural Government, 43 Ipponmatsu, Kamata, Fukushima City, Fukushima 960-0102 Japan
TEL 024-554-2011

(総務課)

○平成十二年四月一日付け号外第四十九号中

五	下	一 二	賃借権	賃借権	ページ	段	行	正	誤	正 誤
---	---	--------	-----	-----	-----	---	---	---	---	--------